

「東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る
環境影響評価準備書」についての公述内容（提出資料）

1. 事業計画 稼働年数が短すぎる。税金の無駄遣い

「豊橋市資源化センター」は、1・2号炉が平成14年度から稼働…今後5年で稼働20年以上となる。3号炉は平成3年度から稼働…稼働20年以上となっている。「田原リサイクルセンター(炭生館)」は、PFI事業…平成17年度から稼働している。“p3”とあるが、あまりにも稼働年数が短すぎ、税金の無駄遣いとなるのではないか。“平成21年3月…「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成20年度～29年度）」…を策定しており、これに基づいて県内市町村のごみ処理の広域化を推進している。”にこだわりすぎている。2019年度の経過年数で見ると、豊橋市資源化センター3号炉は29年稼働で更新はやむを得ないとしても、1・2号炉は19年しか経過しておらず、時期尚早である。田原リサイクルセンターに至っては15年しか経過していない。

2. ごみ焼却処理量の重要な将来人口が記載されていない。

“年間のごみ焼却処理量は、過去の実績と、将来のごみ減量・資源化の推進や人口の減少を考慮して推計した。”p12とあるが、それらの根拠がどこにも記載されていない。特に将来の人口減少までは認めながら、その具体的な人口推計がなく、科学性を重んじる環境影響評価準備書としては落第である。明確な計画処理量の根拠を示すべきである。

今までの配慮書（2015年1月）や方法書（2017年3月）を確認したが処理能力の算定根拠はない。

3. 公害防止基準値はもっと低くすべき(特に、NOx、塩化水素、ダイオキシン類)

公害防止基準値(排出ガス、騒音、振動、悪臭)p25で、SO_xは、既存施設が25、50ppmに対し、20ppmに減少させ、ばいじんも0.02、

0.05g/m³Nを0.01g/m³Nに減少させ、水銀も50μg/m³Nを30μg/m³Nに減少させている。しかし、NO_xは50、60ppmを50ppmと同程度のままであり、塩化水素も40.49ppmを40ppmと同程度のまま、ダイオキシン類も0.01、1.0ng-TEQ/m³Nを0.01ng-TEQ/m³Nと同程度のまま、という理由を明確にすべきである。これで事業者として、可能な限りの対策をとっているといえるのか。

公害防止基準値(水質)p25の計画施設の値で、既存施設の値がなかったノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類、動植物油脂類)、フェノール含有量、銅含有量を追加したことは評価できる。しかし、“上乗せ基準値”とあるのは、数値から見て水質汚濁防止法3条3項

表2-2-6(1) 公害防止基準値

項目	単位	自主基準値		規制基準値 (計画施設)
		計画施設	参考既存施設 ^{a)}	
排出ガス	硫黄酸化物(SO _x)	ppm	20 50	1,000 ^{b)}
	ばいじん	g/m ³	0.01 0.05	0.04 ^{b)}
	窒素酸化物(NO _x)	ppm	50 60	250
	塩化水素(Cl) ^{c)}	mg/m ³ (ppm)	65 (40) 80 (49)	700 (430)
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.01 1.0	0.1
	水銀	μg/m ³	30 50	30

表2-2-6(2) 公害防止基準値(水質)

項目	単位	上乗せ基準値		規制基準値
		計画施設	参考既存施設	
既存水質	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	25 (目標P2/20) 40 (目標P1/30)	100 (目標P1/20)
	浮遊物質(SS)	mg/L	30 (目標P1/20) 80 (目標P1/60)	200 (目標P1/150)
	ノルマルヘキサン抽出物質 合有職(鉱油類)	mg/L	2	-
	ノルマルヘキサン抽出物質 合有職(動植物油脂類)	mg/L	10	-
	フェノール現存量	mg/L	0.5	-
	銅含有量	mg/L	1	-

の上乗せ基準値と思われるが、規制基準を守ることは事業者として当然のことである。規制基準の上乗せ基準値以下の値で、大気等と同様に“自主基準値”とすべきである。

また、新設で日平均排水量が 20m³ 以上であれば、水質汚濁防止法 3 条 3 項の上乗せ基準値が適用されるので、それが判断できるように、日平均排水量を追記すべきである。

4. 雨水は処理して排水を。

給排水計画で“プラント系排水及び生活系排水はそれぞれ適正に処理し、再利用…後、余剰水を既設の放流管を利用して…浜田川に放流する” p27 とあり、“雨水は、現在と同様に調整池を経由して、…比留茂川に放流する” とあるが、ごみ焼却施設の場内雨水は予想外に汚れており、有害物質で汚染されている場合もあるため、プラント系排水と同様に処理し、既設の放流管で浜田川に放流することが望まれる。

5 ①事業計画策定時の環境配慮事項の不備：タイヤ洗浄装置

大気質の工事中で“必要に応じて工事区域の出口にタイヤ洗浄装置を設置する。” とあるが、“必要に応じて” p34 は削除すべきである。現在の大規模工事現場では、工事区域出口のタイヤ洗浄装置設置は常識となっている。

大気の評価結果（工事の実施）で“粉じんについてもタイヤ洗浄を実施することから、環境への影響の程度は小さいと判断する。” p375 は、間違っている

5 ②事業計画策定時の環境配慮事項の不備：低公害車の使用

大気質の工事中で“資材等の運搬車両については、低公害車の使用に努める。” p34 とあるが、低公害車の定義を明らかにしたうえで、“低公害車を使用させる。” と修正し、そうしたことを仕様書等で明記することで、事業計画を定めるべきである。「努める」

というだけでは、やってもやらなくても何も問題にならない。

これは環境影響評価ではない。

大気質の供用時で“廃棄物運搬車両等については、低公害車の使用に努める。” p34 とあるが、“廃棄物運搬車両等については、低公害車を使用する。” に修正し、豊橋市及び田原町でそうしたことが可能となる予算措置を執るべきである。

5 ③事業計画策定時の環境配慮事項の不備：日照障害

日照障害の供用時で“建築物は、日照阻害の影響に配慮し、

配置、形状等を検討する。” p35 とあるが、4) 建設計画 p23

では“ 計画施設の建築物等の形状及び配置については、日

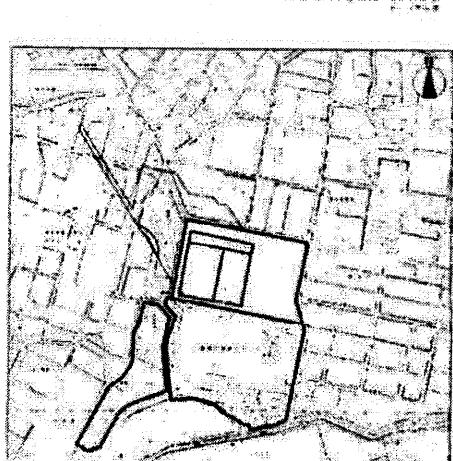
影規制を考慮したうえで、” とあり、食い違っている。“日影規制を考慮 “しただけの配置図では、環境配慮事項に反している

日影阻害の供用時で“建築物は、日照阻害の影響に配慮し、配置、形状等を検討する。” p35 とあるが、騒音予測条件の設備配置図では、煙突が新設建屋の南西角に配置され、西側への煙突の日影阻害が大きくなっている。この基本的配置に従うとしても、煙突はこの部屋の東側隅（東側へ約 60m 移動）へ移動し、日影阻害を軽減できるはずである。

5 ④事業計画策定時の環境配慮事項の不備：温室効果ガス：低炭素型建設機械の使用を。

温室効果ガスの工事中で“資材等の運搬車両、建設機械については、低燃費車等の使用に努める。”

p35 とあるが、大気質では“資材等の運搬車両については、低公害車の使用に努める。” とあることと表現が異なる。大気質での低公害車とは温室効果ガスで低燃費車と限定しているのか。電動車はどう



なるのか。また、供用時の“廃棄物運搬車両等については、低公害車の使用に努める。”とあることは、温室効果ガス等でも記載すべきである。

温室効果ガスの工事中で“資材等の運搬車両、建設機械については、低燃費車等の使用に努める。”p35 とあるが、「低炭素型建設機械」を可能な限り使用させることを追加すべきであり、そうしたことを仕様書等で明記すべきである。排出ガス対策型建設機械、低騒音型・低振動型建設機械と同様に、国土交通省が認定した低炭素型建設機械は 2018 年 9 月現在、バックフォーとブルドーザ 4 9 型式が認定されている。温室効果ガスの予測で NOx 年間排出量 4969.8m3N/年のうち、バックフォー(2065.5 m3N/年)とブルドーザ(499.2 m3N/年)で半分以上を占めるため p327、温室効果ガスも同様と考えられ、低炭素型建設機械の使用は重要である。

6 ①方法書への知事意見の無視：既存施設敷地内でも土壤汚染の把握を×稼働中だから、安全面等から土壤採取は困難

土壤について“計画施設予定地で調査するとしているが、既存施設の敷地内においても土壤汚染の状況を適切に把握すること。”p205 とあり、事業者見解は“既存施設の敷地内については、現在施設が稼働中であることから、安全面等から土壤採取は困難です。なお、解体工事に際しては、土壤汚染対策法に基づく調査を行ったうえで、調査結果を踏まえて解体計画を立案し、解体工事を実施します。”とあり、稼働中のため既存施設の敷地内では安全面等から土壤採取は困難という理由で拒否している。正式には解体工事前に土壤調査をするのは当然としても、既存施設の敷地内の緑地等があるはずであり、土壤汚染の状況を概括的に把握するため、知事意見に従い、今からでも調査すべきである。

6 ①方法書への知事意見の無視：土壤調査は掘削想定深度等を考慮せよ×原地盤は土壤汚染のおそれがないと考え、表層のみ調査

土壤について“現地調査について、掘削が想定される深度等を考慮して、調査深度を適切に設定すること。”p205 とあり、事業者見解は“現在の土地利用（温室団地）となる以前は、樹林や耕作地であり、工場等の存在は確認されなかったことから、原地盤は土壤汚染のおそれがないと考え、表層のみ調査を実施しました。”と、これも知事意見を無視している。工場等の存在が確認されなくても、フッ素、ヒ素など自然由来と思われる物質で地中深く汚染されている事例が多いため、知事意見どおり、掘削が想定される深度等を考慮して、調査深度を適切に設定する必要がある。

7. 大気予測：規制速度 50km/h ではなく、沿道環境の保全の観点から適切な 40km/h に。

(資材等の搬入及び搬出)、*p370 (廃棄物等の搬入及び搬出) の予測条件で、“走行速度は、現地調査結果から両地点とも 50km/時とした。”p319 とあるが、“県道 405 号小松原小池線の地点 a において平日で 51km/時、休日で 52km/時（表 8-1-22 では 53km/時）、地点 b において平日で 49km/時、休日で 48km/時” p293 となっている。“予測式は、「国土技術政策総合研究所資料第 714 号 道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」を用いた“p314 とあり、それによれば、「予測に用いる走行速度は、…法定速度、又は規制速度を予め設定できる場合にはその速度を基本とする。ただし、この場合、沿道環境の保全の観点から適切な値を用いることができる。」とされ、解説*5 で「沿道環境の保全の観点から適切な値は、法定速度 60,50,40km/h に対し、一般道路の平均走行速度の目安としてそれぞれ、45,40,30km/h を設定することができる。」とされている。このため、規制速度が 50km/h なら予測には排出係数が大きくなる 40km/h を用いるのが安全側で妥当である。

8. 低周波音の予測結果：環境省手引きの 1/3 オクターブバンド音圧レベルで、「心身に係る苦情に

に関する参考値」と「物的苦情に関する参考値」がある。

低周波音の予測結果で“G特性音圧レベルの予測結果は82デシベルとなり、手引書の、心身に係る苦情に関する参考値92デシベルを下回ると予測する。”p420とあるが、手引書の部分的な引用による不十分な評価である。

表8-2-26 類似施設の低周波音調査結果 (L_{max})

1/3オクターブバンド 中心周波数 (Hz)	G 特性	1	1.25	1.6	2	2.5	3.15	4	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
地点E 西工場棟西側	81.5	90.2	88.5	88.9	82.3	79.4	76.5	80.0	75.4	71.1	70.8	75.6	71.2	69.2	71.5	72.4	75.2	81.9	85.9	80.1	78.3
地点F 東工場棟北面	75.4	86.4	87.5	86.1	86.7	82.5	79.6	77.1	75.5	72.1	70.3	71.8	67.1	65.6	64.9	65.7	71.0	74.8	73.0	78.2	69.8

(注) 調査期間：平成29年12月6日（木）～7日（木）

表8-2-26 類似施設の低周波音調査結果 (L_{max}) p418には、1/3オクターブバンド音圧レベルが記載されているため、参考値と比較すると、まず評価を行なっている「心身に係る苦情に関する参考値」では、地点Eの25Hz～80Hzまでが心身に係る苦情に関する参考値以上であるので苦情の可能性が考えられる。また、地点Fでも31.5Hz～80Hzまでが心身に係る苦情に関する参考値以上であるので苦情の可能性が考えられる。

次に評価を行なっていない「物的苦情に関する参考値」では、地点Eで5Hz、6.3Hz、8Hz、10Hzが物的苦情に関する参考値以上であるので苦情の可能性が考えられる。地点Fでは5Hz、6.3Hzが物的苦情に関する参考値以上であるので苦情の可能性が考えられる。こうした点を十分考慮して再評価を行い、必要な環境保全措置を検討すべきである。

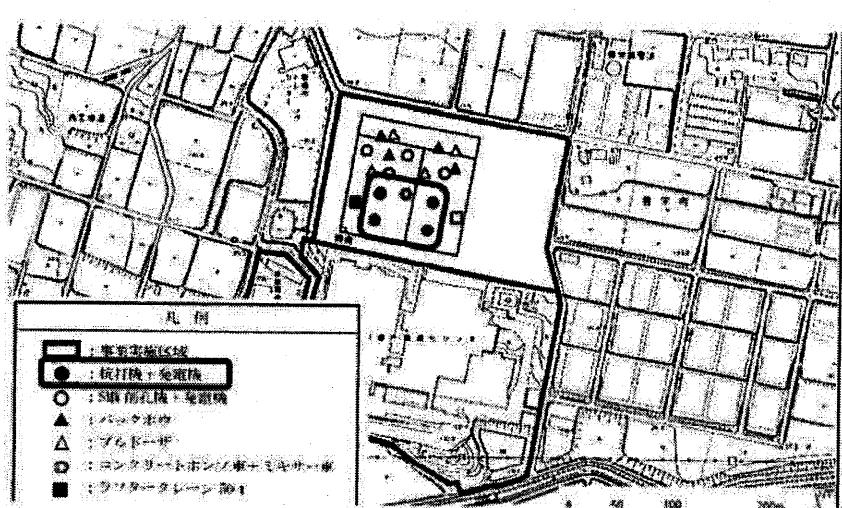
9. 騒音の予測条件：規制速度50km/hではなく、沿道環境の保全の観点から適切な60km/hに。

騒音（資材等の搬入及び搬出）の予測条件で、“走行速度については規制速度とし、地点a及び地点bともに50km/時とした。”p390とあるが、現地の走行速度調査結果は“県道405号小松原小池線の地点aにおいて平日で51km/時、休日で52km/時、地点bにおいて平日で49km/時、休日で48km/時となっている。”p383とあることと矛盾している。少なくとも地点aは、規制速度50km/時を超えている。また、国土交通省は「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」p4-1-17で、「予測に用いる走行速度は、…法定速度、又は規制速度を予め設定できる場合にはその速度を基本として設定する。ただし、この場合、沿道環境の保全の観点から適切な値を用いることができる。」とされ、解説*5で「沿道環境の保全の観点から必要に応じ法定速度（又は規制速度）よりも10km/h程度高めに設定した速度のことをいう。」とされている。この解説に従い、現地調査結果も参考に規制速度よりも10km/h程度高めに設定すべきである。

10. 建設機械の稼働等：大発

生源が境界に近い場合も予測対象時期に。

騒音（建設機械の稼働等）で、予測対象時期は“工事期間中で建設機械の稼働が最大となる時期”p392として、予測時期の設定では“建設機械の稼働による騒音パワーレベ

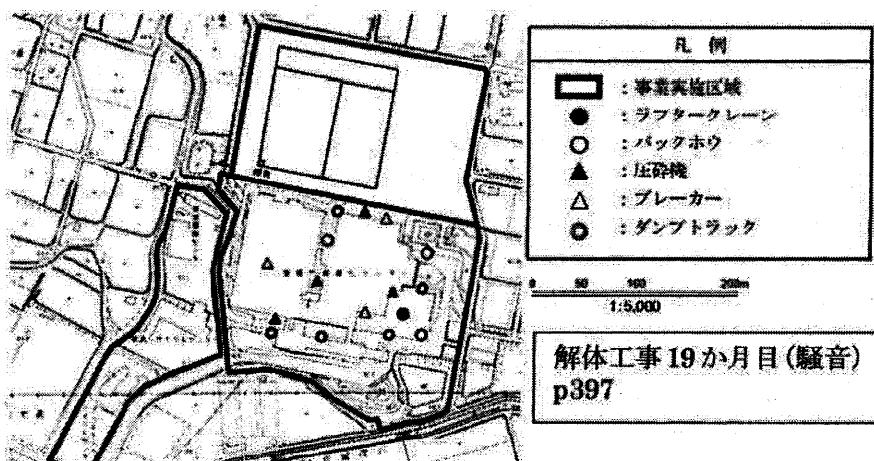


ル合成値…が最大となり、影響が最大となる時期を予測時期…工事開始後 9 カ月目” (資料編 p6)としたとある。しかし、騒音の場合は、距離による減衰効果が大きいため、遠くの発生源はあまり影響しない。近くにどれだけ大きな発生源があるかが決定的となるため、大きな発生源が敷地境界線に近い場合も予測時期とすべきである。例えば建設機械の稼働の騒音予測を行った 9 カ月目の建設機械の配置は図 8-2-9 (1) p396 であり、この工事で 3~8 番目に騒音パワーレベルが大きい杭打機 108dB は敷地北側から約 100m 離れて 2 台、約 120m 離れて 2 台が配置してある。108dB の杭打機 1 台が 100m 離れると、予測式 p394 で 60dB となるが、これが北側敷地から 20m に近づくと、74dB となり、同様な位置にもう 1 台あるから 74dB を足して 77dB となり、この杭打機 2 台だけで、9 カ月目の予測値 75dB p398 より大きくなる。この他の音源を加えれば、予測結果より更に大きくなる。予測時期を見直すべきである。

$$L=L_w \cdot 8 \cdot 20 \log r = 108 \cdot 8 \cdot 20 \log(100) = 100 \cdot 20 \cdot 2 = 60 \text{dB}$$

$$L=100 \cdot 20 \log(20)=100 \cdot 20 \cdot (1+0.3)=74 \text{dB}$$

騒音（建設機械の稼働等）で解体工事 19 カ月目の最大値は 78dB、地点 C で 76dB となっているが p398、これはブレーカー 84dB の影響が多い。しかし西側の△位置は建屋中央に近い。逆に、解体工事 16 カ月目（振動）p440 では、ブレーカーの△は壁面上に存在しており、こちらの方が敷地境界への影響は大きいはずであり、騒音パワーレベル合成値が最大の 19 カ月目よりも、大発生源が敷地に近くなる 16 カ月目などで検討すべきである。



振動（建設機械の稼働等）で、予測対象時期

振動（建設機械の稼働等）で、予測対象時期は“工事期間中で建設機械の稼働が最大となる時期”p435 として、資料 1-1 予測時期の設定を見ると“建設機械の稼働による…振動レベルの合成値が最大となり、影響が最大となる時期を予測時期とし、…工事開始後 9 カ月目” (資料編 p6) としたとある。しかし、振動の場合も、距離による減衰効果が大きいため、遠くの発生源はあまり影響しない。近くにどれだけ大きな発生源があるかが決定的となるため、大きな発生源が敷地境界線に近い場合も予測時期とすべきである。

例えば建設機械の稼働の振動予測を行った 9 カ月目の建設機械の配置は図 8-3-6 (1) p439 であり、この時期で 1~3 番目に振動レベルが大きい杭打機 74dB は敷地北側から約 100m 離れて 2 台、約 120m 離れて 2 台が配置してある。74dB の杭打機 1 台が 100m 離れると、予測式 p437 で 35.4dB となるが、これが北側敷地から 20m に近づくと 52.9dB となり、同様な位置にもう 1 台あるから 52.9dB を足し



て 56.9dB となり、9か月目の北側予測値 53dB p441 より大きくなる。この他の振動源を加えれば、予測結果より更に大きくなる。予測時期を見直すべきである。

$$VL=L(r_0)-20\log(r/r_0)n\cdot8.68a(r-r_0)=74+15\log(100/1)\cdot8.68*0.01(100-1)=74+15*2\cdot0.0868*99=35.4$$

$$VL=L(r_0)-20\log(r/r_0)n\cdot8.68a(r-r_0)=74+15\log(20/1)\cdot8.68*0.01(20-1)=74+15*1.3\cdot0.0868*19=52.9$$

供用時の騒音予測条件で“工場棟建屋壁面の材質については、外壁を RC(150mm) 及び ALC(100mm) による構造を基本とした。特に騒音を発生する設備機器を設置する部屋については、グラスウール(50mm)仕上げとする計画とした。” p407 とあるが、“特に騒音を発生する設備機器を設置する部屋”の壁面の透過損失がわかるような基本構造を示すとともに、予測ではどの設備を対象としたのかを明記すべきである。音源条件 p406 を見る限りでは、蒸気タービン 104dB、低圧蒸気復水器 112dB、高速回転式破碎機 110dB、油圧装置 105dB、集じん用排風機 103dB、脱臭用排風機 103dB などが考えられるが、資料 3・2 p346 では、室乗数が大きな排ガス処理室、タービン室、復水器ヤードだけがグラスウール貼りと推定できるが、これで十分なのか。設備機器の配置図 P408~410 では、1 階の高速回転式破碎機は細長い部屋に囲まれているが、これは特に騒音を発生する設備機器を設置する部屋に該当しないのか。破碎機室の室乗数からはグラスウール貼りとは判断できない。こうした疑問を解消するため、設備機器の配置図に、壁面構造、吸音処理の有無という騒音予測条件を追加記載すべきである。

11. 騒音の評価（建設機械の稼働等）：低騒音型建設機械の使用に努める？

騒音の評価（建設機械の稼働等）及び（掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去）で、“建設機械等の稼働に伴う騒音は、低騒音型建設機械の使用に努め、工事区域境界に仮囲いの設置等を行うことにより、環境への影響の程度が小さいと判断する。” p423 とあるが、事業計画策定時の環境配慮事項 p34 では、“建設機械は、低騒音型建設機械を使用する。”としてある。これでは本音は低騒音型建設機械の使用に努めるだけということになる。事業計画策定時の環境配慮事項を厳格に実行すべきである。

12. 水質の評価（工事）：水素イオン濃度について中和処理を。

水質の評価（工事）で、水素イオン濃度について“コンクリート工事による排水は、排水基準内になることを適宜確認した上で公共用水域に放流することから、河川水質の変化は小さく環境影響の程度が小さいと判断する。” p485 とあるが、“排水基準内になることを適宜確認”という措置がどこにもない。事業計画策定時の環境配慮事項 p34 では“工事中の排水は、沈砂槽の設置等により濁水対策を実施した上で公共用水域に放流する。”だけであり、環境保全措置（掘削・盛土等の土工） p484 では“コンクリート工事の排水は、必要に応じて中和処理等を行う。”だけである。中和処理等を行う必要性はどのように判断するのか、水素イオン濃度の測定場所、頻度、判断基準を明記すべきである。

13. 土壌の環境保全措置：残土持出しまでの保管場所、保管方法、土壤検査を。

土壌の環境保全措置として“発生土を事業実施区域外に搬出する場合は、受け入れ先の受け入れ基準との適合を確認する。” p492 とあるが、搬出する場合があるかないかもわからないような表現である。しかし、廃棄物の予測では“建築工事（基礎・地下躯体工事）に伴う残土量は約 121,000m³ と予測する。残土は、場外再利用又は適正処分する計画である。” p633 と明記している。発生土 143,000m³ の 85% もの残土 121,000m³ を場外へ持ち出す計画であるため、持ち出すまでの保管場所、保管方法、土壤検査内容、場外での再利用先、利用方法、適正処分する場合の処分先、処分方法などを早い時期

に公表すべきである。

14. 地下水質：掘削時に伴う湧水の定期的なモニタリングを。

地下水質の現地調査で“冬季及び夏季の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除いて、すべての項目で環境基準値を下回っていた。”p498とあり、大したことではないと思わせるような表現であるが、“掘削時に伴う湧水の水質分析、処理をどのようにするかを具体的に記載すべきである。

水質（秋季）の現地調査でも地点IIIで 12mg/l と

環境基準に不適合であり、地点I、地点IV、地点Vいずれも 10mg/l と環境基準ぎりぎりであり p475、地下水が湧水として地表水に流れ出す恐れがあり、十分な工事中の環境保全措置を検討しておく必要がある。

土壤の環境保全として、“地下水位の定期的なモニタリングを実施し、地下水位の状況を把握する。”p502だけであるが、地下水質の定期的なモニタリングを追加して、環境基準を超えた硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の状況を把握し、必要な措置を執るべきである。

15. 日照阻害の予測方法：地表面での予測を。

日照阻害の予測方法が“、影の到達位置（予測高さ）については、日影規制の対象となる平均地盤面+4mとした。”p506 とあるが、日影規制の対象の平均地盤面+4mでは、法律を守っているかどうかを判断するだけであり、環境影響評価をする意味がない。法律を守るのは当たり前のことである。この地域は農業が盛んであり、植生図 p85 でも、日照阻害を受ける西側、北側、東側の北半分は全て畑となっている。畑の野菜にとって日照が非常に大切であるため、高さ 4m ではなく、地表面での予測・評価を行うべきである。また、平均地盤面ではなく、標高を加味した実際の地表面での予測を行うべきである。

16. 日照阻害・景観の環境保全措置：もっと低い位置に設置できるなら事業計画で。

日照阻害の環境保全措置で“新規施設用地は北側が南側より高くなってしまっており、建築物を可能な限り低い位置に設置する。”p513 とあるが、予測条件より低い位置に設置することが可能ということか。単なるリップサービスなのではないか。そもそも低い位置に設置することが可能なら、事業計画で示すべきである。また、現地の高低差を理解できるように、図 8-8-3 計画施設立面図 p509 は地盤高さを含めた縦断図とすべきである。「可能な限り」などという文言は、環境影響評価とは合いいれない。

景観の環境保全措置で“圧迫感を低減するため、できる限り建築物を小さくするよう努める。”p631 ということは、予測条件より更に低くすることが可能ということか。単なるリップサービスなのではないか。そもそも低くすることが可能なら、事業計画で示すべきである。

景観の環境保全措置で“新規施設用地は北側が南側より高くなってしまっており、建築物を可能な限り低い位置に設置する。”p631 とあるが、予測条件より低い位置に設置することが可能ということか。単なるリップサービスなのではないか。そもそも低い位置に設置することが可能なら、事業計画で示すべきである。また、現地の高低差を理解できるように、図 8-8-3 計画施設立面図 p509 は地盤高さを含めた縦断図とすべきである。

表8-13-2 残土の発生量

区分	数量
発生土	143,000m ³
場内再利用土	22,000m ³
残土	121,000m ³

注) 土量はメーカーヒアリング結果を基に推定した。

17. 廃棄物の予測：場外持出、保管場所、保管方法。発生量はメーカーヒアリング？

廃棄物の予測結果として“残土は、場外再利用又は適正処分する計画である。” p633 と明記しているが、発生土 143,000m³ の 85% もの残土 121,000m³ を場外へ持ち出す計画であるため、持ち出すまでの保管場所、保管方法、性状検査内容、場外での再利用先、利用方法、適正処分する場合の処分先、処分方法などの原則を記載し、早い時期に具体化し公表すべきである。

廃棄物(建設工事及び解体工事に伴う副産物)の発生量が表 8-13-3 に示してあるが“注 1) 発生量はメーカーヒアリング結果を基に推定した。” p634 というだけでは理解できない。そのヒアリング結果を記載し、事業者としてどのように推定したのかを確認できるようにすべきである。

廃棄物(施設の供用に伴う廃棄物)の発生量が表 8-13-5 に示してあるが“注 発生量はメーカーヒアリング結果を基に推定した。” p635 というだけでは理解できない。そのヒアリング結果を記載し、事業者としてどのように推定したのかを確認できるようにすべきである。

以上